

議案第 1 1 8 号

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 1 6 条の 6 第 1 項中「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 1 9 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」

を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 2 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

- 3 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。